

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(骨子)

平成 12 年 10 月 13 日 閣議決定

平成 12 年 11 月 27 日 公布

1. 目的

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

2. 入札・契約適正化の基本となるべき事項

○公共工事の入札・契約は、次の事項を基本とし、適正化を図るものとする。

- ・ 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- ・ 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- ・ 不正行為の排除の徹底
- ・ 公共工事の適正な施工の確保

3. すべての発注者に対する義務付け措置

(1) 毎年度の発注見通しの公表

○発注者は、毎年度、発注見通し(発注工事名、入札時期等)を公表しなければならない。

(2) 入札・契約に係る情報の公表

○発注者は、入札・契約の過程(入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額及び契約の内容(契約の相手方、契約金額等)を公表しなければならない。

(3) 不正行為等に対する措置

○発注者は、談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会に対し通知しなければならない。

○発注者は、一括下請負等があると疑うに足りる事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対し通知しなければならない。

(4) 施工体制の適正化

○一括下請負(丸投げ)は全面的に禁止する。

○受注者は、発注者に対し施工体制台帳を提出しなければならないものとし、発注者は施工体制の状況を点検しなければならない。

4. 適正化指針

(1) 指針の閣議決定

○国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、関係省庁に協議し、指針の閣議決定を求めるものとする。また、国土交通大臣は、あらかじめ中央建設業審議会の意見を聴取することとする。

(2) 指針の内容

○指針においては、入札・契約適正化の基本となるべき事項に従って、次の事項を定めるものとする。

- ・ 入札・契約の過程等について、学識経験者等の意見を反映させる方策に関すること
- ・ 苦情処理の方策に関すること
- ・ 入札・契約の方法の改善に関すること
- ・ 工事の施工状況の評価に関すること
- ・ その他入札・契約の適正化のための必要な措置に関すること

(3) 発注者の責務

○発注者は、指針に基づき入札・契約の適正化を推進するものとする。

(4) 指針のフォローアップ

○国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、発注者による措置状況を把握・公表するとともに、特に必要のあるときは改善の要請を行うものとする。

5. 国による情報の収集、提供等

○国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、入札・契約の適正化の促進に資する情報の収集、提供等に努めるものとする。

○国、特殊法人等及び地方公共団体は、その職員に対し、関係法令、施工技術に関する知識の習得等に努めるものとする。

○国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業者に対し、関係法令に関する知識の普及等に努めるものとする。

6. 施行

○3ヶ月以内に政令で定める日から施行し、平成13年度の入札・契約から適用することとする。